

大阪市告示第824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月23日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースゲートビルディング

大阪市北区梅田三丁目1番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

J R 西日本ステーションシティ株式会社 代表取締役社長 伊勢 正文

大阪市北区芝田二丁目4番24号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

J R 西日本ステーションシティ株式会社 代表取締役社長 平野 賀久

大阪市北区芝田二丁目4番24号

(変更後)

J R 西日本ステーションシティ株式会社 代表取締役社長 伊勢 正文

大阪市北区芝田二丁目4番24号

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 代表取締役社長 伊倉 秀彦

京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

外219者

(変更後)

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 代表取締役社長 伊倉 秀彦

京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町

外224者

(4) 変更年月日

① 令和7年6月24日

② 令和8年4月5日

2 届出年月日

令和8年5月7日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O ' s 棟南館4階

(2) 期間

令和8年6月23日(火)から令和8年10月23日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月23日(金)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)